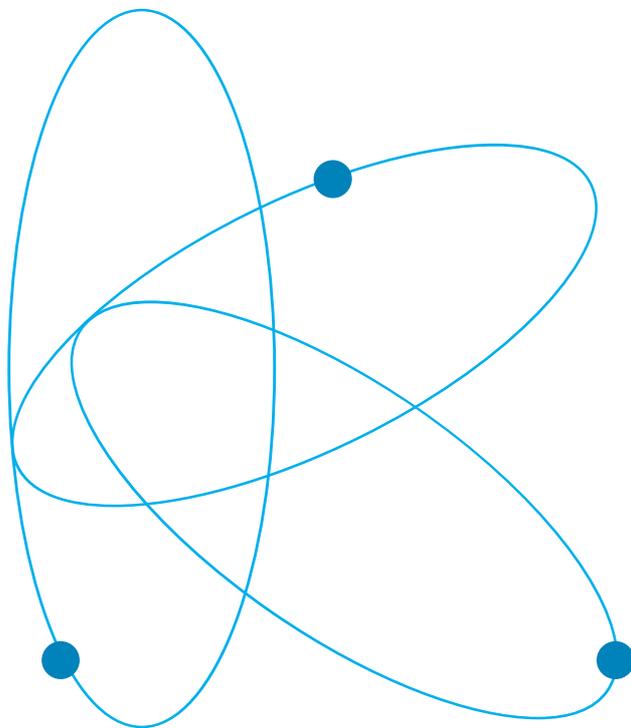


# 協働のまちづくり指針



協働のまちづくり課

四角形の、大きさは人口規模の推移を、色の濃さは人口密度の変化を表しています。



— 目 次 —

1. 指針の趣旨	1
2. 協働のまちづくりが目指すこと	
(1) 協働とは	2
(2) 協働のまちづくりの主体	2
(3) なぜ協働のまちづくりが必要か	3
(4) 協働のまちづくりでどのような効果が期待できるか	4
3. 協働のまちづくりの進め方	
(1) 協働のまちづくりの役割分担	5
(2) 協働のまちづくりの基本原則	7
4. 協働のまちづくりを推進するための環境づくり	
(1) 推進体制づくり	8
(2) 財政・人的支援、制度の検討	8
(3) 情報共有と地域住民団体・市民活動団体等への支援	9
(4) 人材育成の推進	11
(5) 検証と評価	11
5. 今後に向けて	
(1) 協働のまちづくりの実践	12
(2) 指針の見直し	12

# 1. 指針の趣旨

杵築市では、これまで自治会（以下「行政区」といいます。）などの地縁型組織、営農組織・消防団などの目的型組織、PTA・女性団体などの属性型組織、NPOなどの市民活動を行う組織により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が行われており、まちづくりに大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年になって、人口の減少、少子高齢化社会の到来、本格的な地方分権の進展、及び市民のライフスタイルの多様化が急速に進行しているため、それらに起因する地域課題が深刻化しており、まちづくりを通じたそれらの解決への取り組みが急務となっています。

そのため、現在行われている地域課題解決の取組を、更に効果的なものにするため、お互いに力を合わせ、保有するノウハウを補完し合いながら活動する協働の取組について、「協働のまちづくり指針」として基本的な考え方を明確にする必要があります。

この指針では、地域で活躍する人や組織が、これまで以上に連携を深めながら、それぞれの得意分野で力を出し合い、まちづくりのための協働を進めるために、その考え方やルールなど基本的事項について明示します。

今後は、この指針に基づき、協働によるまちづくりを推進していきます。

## 杵築市自治基本条例では

平成25年7月施行の杵築市自治基本条例は、市民による住民自治の充実を図ることを目的としており、市民と行政、議会が、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組むことと定めています。そのため、市民にもまちづくりの役割が求められています。

## 2. 協働のまちづくりが目指すこと

### (1) 協働とは

協働とは、市民、地域住民団体（行政区などの地縁型組織、営農組織・消防団などの目的型組織、PTA・女性団体などの属性型組織など）、市民活動団体等（公益的な活動を行う団体・法人）と行政が、それぞれの社会的役割と責任を認識したうえで、お互いの特性や能力を活かしながら協力・連携し、地域の問題解決のための公益的な活動を行うことです。

**協働**＝ 地域の住民や組織が、お互いの特性や能力を活かしながら協力・連携し、地域の問題解決を行う公益的な活動

### (2) 協働のまちづくりの主体

協働のまちづくりを担う主体は、次のとおりです。

#### ◆市民

- ・市内に住所を有する者、市内の企業や学校に通勤又は通学する者、市内で事業を営み、又は活動する者

#### ◆地域住民団体

- ・地縁型組織（行政区、住民自治協議会(\*1)など）
- ・目的型組織（営農組織、消防団、文化サークルなど）
- ・属性型組織（PTA、女性団体、老人クラブなど）

#### ◆市民活動団体等

- ・公益的な活動を行う団体（NPO、ボランティアグループなど）
- ・公益的な活動を行う法人（商工会、公益法人、学校、大学など）

#### ◆行政

- ・杵築市、杵築市教育委員会などの執行機関

(\*1)住民自治協議会とは

人口減少・少子高齢化に対応するため、概ね小学校区域で、地域住民と様々な機能をもった団体が、参画・協力して地域課題を解決する地縁型の地域住民団体

### (3)なぜ協働のまちづくりが必要か

近年、まちづくりをとりまく社会状況は、次のように大きく変化する中で、地域課題を解決し、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくためには、市だけでなく、地域の人や組織が、それぞれの力を活かしながら協働のまちづくりを進めることが必要となっています。

#### ① 市民のニーズの多様化

これまで、市民共通に求められる公共サービスは、主に行政が担ってきています。しかしながら、人口の減少、少子高齢化社会の到来、本格的な地方分権の進展、及び市民のライフスタイルの多様化により住民ニーズが多様化しており、従来型の自治体が行う公共サービスで対応することは難しくなっています。

#### ② 市民意識の高まりと新たな担い手の成長

地域のことは地域住民が知恵を出しながら地域課題を解決し、住みよいまちづくりを進める市民や地域住民団体等が主体となった市民活動が徐々に活発化しています。更なる活発化のためには、市民主体の協働によるまちづくり活動を通じて、市民の誇りと地域への愛着を育てていくことが重要となってきています。

#### ③ 地方分権の進展

地方分権の進展により、地方自治体の責任は大きくなりつつあります。地方自治体が個性豊かなまちを創るためには、市民や地域住民団体、市民活動団体等と力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要になっています。

#### (4)協働のまちづくりでどのような効果が期待できるか

協働のまちづくりを推進することで、次のような効果が期待できます。

##### ◆ 協働のまちづくりによる各主体のメリット

###### ○市民・地域住民団体のメリット

- ・公共サービスが提供されるのを待つよりも、地域が自ら実施することで、以下の効果があります。
  - 地域が抱える課題に対して地域の事情等に即した対応が可能です。
  - 実施のスピードアップも図ることができます。
  - 従来市が単独で担ってきた公共事業を協働で行うことで、自分たちの収入とすることができます。
- ・協働で地域課題の解決に取り組むことで、以下の効果があります。
  - 地域の課題を主体的に解決していくことにより、自治意識が高まり地域力が向上します。
  - 地域の役に立つことから、参加者の生きがいづくりとなります。
  - 地域での人と人とのつながりが強くなります。
  - 行政区の活動が活性化することで、加入率の向上が見込めます。
  - 市民活動団体等と連携した市民活動として取り組むことで、地域が活性化します。

###### ○市民活動団体等のメリット

- ・活動する機会が増加することでその活動実績や成果により信頼性が高まり、その使命を効果的に実現できるようになります。
- ・組織構成員の社会貢献に対する意欲を活かせる機会が増加します。
- ・活動実績や成果により、事業者や学校への理解や評価が高まっていきます。

###### ○行政のメリット

- ・地域団体と連携をとることで、地域の事情により適合した支援をすることができます。
- ・市民共通の課題解決に注力することができます。

## 3. 協働まちづくりの進め方

### (1) 協働のまちづくり役割分担

市民で構成する地域住民団体や市民活動団体等は、市とともにまちづくりの重要な「主体」です。市と一緒に進める協働もあれば、団体同士の協働もあります。主体それぞれの強みがあり、違いを知ることで、互いを理解し、それぞれの役割を担い協働のまちづくりに取り組みます。

#### ① 市民の役割

- 地域活動への参加  
一人ひとりが、地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動に積極的に参加すること。
- 協働機会の活用と参画  
市の主要な計画等に市民の意見を反映させるため、市が行うパブリックコメントやワークショップへ積極的に参加すること。
- 地域活動への参加  
自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの公益的な活動に活かすこと。
- 情報の共有  
市民は、市が提供する情報を把握することに加えて、積極的に情報を収集すること。

#### ② 地域住民団体の役割

- 地域の問題解決  
住民が安心して暮らせる地域づくり、魅力あるまちづくりのために、住民自らが考え、行動し、さまざまな地域課題を解決していくこと。
- 交流・連携の促進  
世代間交流を行う場づくりや行事の開催などにより住民同士の交流を図り、信頼関係を築くこと。また、市民活動団体等との連携により、組織の存続や活動の充実を図ること。
- 市との情報共有  
地域住民団体の取組について、その計画を市と情報共有を行い、必要に応じて支援を受けながら効率的・効果的な実施を図ること。

### ③ 市民活動団体等の役割

- 専門性・先駆性・機動性を発揮

自らが持つ専門的知識や情報が活用できる公益的サービスの提供や地域活動への協力など、幅広い活動を目指すこと。

- 市民の活動参加のきっかけを提供

自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供すること。

### ④ 行政の役割

- 協働のまちづくりの推進のための環境整備

市民自身による活動を推進するため、制度・仕組みづくりや補助金等による支援のほか、協働のまちづくりの啓発や情報提供などにより、自発的な取り組みを応援すること。

- 参加・協働機会の拡大

市民の幅広い参加や協働のきっかけづくりを進めるとともに、参加や協働を促進する新たな事業の創出を進め、人材の育成、団体相互の情報交換、活動拠点の整備などを充実すること。

- 情報の共有化

施策の計画時段階から透明性を高め、市民の意見や提案を市政に反映させるための仕組みを充実すること。

- 職員個人としての取組の促進

職員個人の意識啓発や市民活動等への参加促進を行うこと。

## (2)協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりを推進し、市民、市民活動団体等、行政が互いの立場を尊重し、補完し合うためには、基本的なルールを遵守する必要があります。

### ◆ 協働のまちづくりを進めるための原則

#### ① 目的の共有

何のために協働のまちづくりをするのかという目的を明確にし、共通認識を持つ。

#### ② 相互の理解

お互いの特質を尊重し、違いを認め合い、理解して協力し合う。

#### ③ 自主・自立の尊重

自立してそれぞれの力を発揮し合うと共に、相互の自主性を尊重する。

#### ④ 対等の立場

それぞれの主体が対等な関係に立ち、共通の課題に対し、相互に補完し合う。

#### ⑤ 役割分担の明確化

お互いの特性が発揮できるように役割と責任を明確にする。

#### ⑥ 評価の実施

協働のまちづくりを発展・改善させていくために、相互に協働の取組を評価し、次の取組に反映させる。

#### ⑦ 情報の公開・共有

協働のまちづくりの取組内容・評価の情報を公開し、共有する。

## 4. 協働のまちづくりを推進するための環境づくり

市民、地域住民団体、市民活動団体等それぞれが、まちづくりの担い手として協働のまちづくりを進めるために、市は次のとおり環境づくりに取り組みます。

### (1) 推進体制づくり

#### ① 市の体制強化

- 事業担当課に住民自治協議会とのパイプ役として地区担当職員を配置し、庁内横断的な連携や情報共有を図りながら協働のまちづくりの推進に取り組みます。
- 市民が協働のまちづくりの提案や相談を行いやすい体制づくりを進め、広く市民からの意見を聞くとともに情報の共有化を図ります。

#### ② 市職員の意識強化

- 市職員に対する研修会を開催し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりに対する意識改革・強化を図るとともに、市民等との協働意識の醸成に努めます。

### (2) 財政・人的支援、制度の検討

地域課題の解決や魅力あるまちづくりを行う地域住民団体、市民活動団体等に対する財政・人的支援を検討します。また、協働のまちづくりを推進するために必要な制度を検討します。

### (3)情報共有と地域住民団体・市民活動団体等への支援

#### ① 情報の共有化

- ・ 市政に関する情報や地域情報を、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等で分かりやすく市民に提供します。
- ・ 市民等とのコミュニケーションを円滑にして信頼関係を築くため、幅広く地域課題や地域資源、人材情報等の情報が集まり、さまざまな人や組織が情報を共有できる仕組みを構築します。

#### ②地域住民団体、市民活動団体等への支援

- ・ 概ね小学校区域で、地域住民と様々な機能を持った団体が、参画・協力して地域課題を解決する地域住民団体の組織化と活動を支援します。
- ・ 住民活動をより発展させるため、地域住民団体と協働して活動する市民活動団体等とのネットワークづくりを進めます。

〈市民等が主体となって実施するもので、市が支援するもの〉

##### ○補助

市民活動団体等が主体的に行う事業に、市が財政的な支援を行う形態  
(例) 行政区の地域活動への補助など

##### ○後援

市民活動団体等が主体的に行う事業に、市が後援名義の使用を認めて事業を後押しする形態  
(例) 市民活動団体等が主催するスポーツ大会、イベントの後援など

〈市民等と行政が対等な立場で協力・連携して実施するもの〉

##### ○共催

市民活動団体等と市が共に共催者となり事業を行う形態  
(例) シンポジウムの共同開催など

##### ○共同事業

市民活動団体等と市などが、一定期間継続的な関係で協力しあう形態  
(例) 地域の避難訓練など

##### ○実行委員会

市民活動団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行う形態  
(例) まつり実行委員会など

〈行政が主体となって実施するもので、市民等が協力・参加するもの〉

##### ○政策提言

市民活動団体等が持つ専門知識などから生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態  
(例) 各種審議会など

○委託

より効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民活動団体等に市の事業を委ねる形態

（例）施設の管理委託など

③拠点施設の機能強化

- 市民活動の身近な場である地区公民館等について、協働のまちづくりの活動拠点としての機能強化に取り組みます。
- 地域課題の解決や魅力あるまちづくりのために、公共施設や空き施設の積極的な開放、活用を進め市民や市民活動団体等が話し合い活動する場と機会の提供に取り組みます。

## (4)人材育成の推進

### ①普及啓発

- ・地域住民団体・市民活動団体等の会議の機会やホームページなどを通して、協働事例や国・県の補助メニューを紹介するなど、積極的に地域課題の解決に向けた情報提供を行い、協働によるまちづくりに対する理解の促進を図ります。

### ②自治意識の向上

- ・市民が市政に参画でき、地域課題の解決や魅力あるまちづくりについて市民自らが主体的に取り組む自治意識を向上させるため、市民や地域住民団体・市民活動団体等を対象とした研修会や講座等を開催します。
- ・自治意識の向上を目指す市民自らの学習意欲に応えるため、人材交流やワークショップ等による学習する機会と場を提供します。
- ・高校、大学との連携や市民や地域住民団体・市民活動団体等の交流を促進し、児童・生徒や学生がまちづくりの学習・体験ができる環境づくりに取り組みます。

## (5)検証と評価

今後の取組へ繋げるために、市の協働の取組を検証、評価する機会を作ります。

## 5. 今後に向けて

### (1) 協働のまちづくりの実践

魅力あるまちづくりを実現するためには、市民や地域住民団体・市民活動団体等と行政が、それぞれの社会的役割と責任を認識したうえで、お互いの特性や能力を発揮しながら、協力・連携し地域の問題解決に取り組まなければなりません。

そのために、国が推進している「小さな拠点づくり」の手法を活用して、まず市内13地区にある住民自治協議会の組織の強化と活動を支援します。併せて、地域住民団体と協働して活動する市民活動団体等とのネットワークづくりと活動を支援します。

今後は、本指針に基づき、協働によるまちづくりの理解と実践によって、より良いまちづくりを進めていきます。

### (2) 指針の見直し

本指針については、社会情勢の変化への対応とともに協働の取組を積み重ねる中で、5年を超えない期間ごとに、市民意見を反映しながら見直しを行っていきます。



---

**大分県杵築市  
協働のまちづくり課**

平成 28 年 12 月 19 日 初版策定

〒873-0001  
大分県杵築市大字杵築 377 番地 1

電話 0978(62)1814  
FAX 0978(63)3833  
E-mail : machidukuri@city.kitsuki.lg.jp